

平成 30 年度

# 監 査 結 果 報 告

(定 期 監 査)

平成 31 年 3 月

庄 原 市 監 査 委 員



## 第1 監査の対象

平成29年度に執行された財務に関する事務について、環境建設部建設課、環境建設部環境政策課、環境建設部都市整備課、環境建設部地籍用地課、環境建設部下水道課、東城支所総務室、東城支所市民生活室、東城支所産業建設室及び議会事務局を対象とし、次の事務の監査を実施した。

また、監査に際し、必要に応じて平成28年度以前及び平成30年度に執行された事務も対象とした。

課及び室名	監査対象事務
環境建設部 建設課	(1) 橋梁長寿命化修繕計画について (2) 市道二連原線（二連原橋）外橋梁定期点検業務委託事務 (3) 市道路台帳補正業務委託事務 (4) 市道三坂線外道路除雪作業委託事務 (5) 芸備線備後庄原・備後三日市間黒橋補修工事委託事務
環境建設部 環境政策課	(1) 庄原市公衆衛生推進協議会活動費補助金交付事務 (2) 庄原市環境対策補助金交付事務（東城町し尿及びごみ処理施設対策協議会） (3) 紙類収集運搬業務委託事務 (4) 一般廃棄物収集運搬業務委託事務 (5) 焼却（主灰）運搬業務委託事務 (6) 備北クリーンセンター機器点検整備業務委託事務 (7) 廃食用油回収・生成業務委託事務
環境建設部 都市整備課	(1) 庄原市空き家等対策計画について (2) 庄原市住宅リフォーム支援事業補助金交付事務 (3) 庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付事務 (4) 庄原市上野総合公園指定管理事務 (5) 都市公園等管理業務委託事務 (6) 市営住宅使用料賦課事務
環境建設部 地籍用地課	(1) 一筆地調査・測量業務委託（総領地区）事務
環境建設部 下水道課	(1) 庄原市公共下水道庄原市浄化センター建設工事委託事務 (2) 公共下水道、農業集落排水及び浄化槽使用料等徴収事務 (3) 庄原市浄化センター等脱水汚泥処分業務委託事務
東城支所 総務室	(1) 自治振興区振興交付金事務（小奴可の里自治振興区） (2) 庄原市小奴可自治振興センター指定管理事務
東城支所 市民生活室	(1) 庄原市立東城保育所指定管理事務
東城支所 産業建設室	(1) お通り補助金交付事務 (2) 庄原市東城中央運動公園指定管理事務 (3) 庄原市東城交流拠点施設（遊YOUさろん東城）指定管理事務 (4) 庄原市東城まちなか交流施設「えびす」市民交流事業業務委託事務 (5) 有害鳥獣捕獲事業業務委託事務
議会事務局	(1) 政務活動費交付事務

注) 網かけの事務については、財政援助団体等監査の結果報告書に掲載。

## 第2 監査の期間（事前調査を含む）

平成30年5月31日から平成31年3月15日まで

### 第3 監査の目的及び方法等

監査対象とした課、室及び局の財務に関する事務が、合規性、経済性、効率性、有効性の視点から執行されているかを検証することを目的として監査を実施した。

監査の方法は、対象とした課、室及び局から提出された関係書類を監査するとともに、関係職員からの聴取により実施した。

なお、議会事務局の政務活動費交付事務の審査において、地方自治法第199条の2の規定により横路政之監査委員は、除斥とした。

### 第4 監査の結果

事務処理等は概ね適正に行われている。監査の結果は、次のとおりであるが、改善、検討を必要とするものについては、適切な措置を講じられたい。

なお、事務上の軽微な指摘事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略した。

#### 1 環境建設部建設課

(1) 橋梁長寿命化修繕計画について

(特記事項なし)

(2) 市道二連原線（二連原橋）外橋梁定期点検業務委託事務

(特記事項なし)

(3) 市道路台帳補正業務委託事務

(特記事項なし)

(4) 市道三坂線外道路除雪作業委託事務

(特記事項なし)

(5) 芸備線備後庄原・備後三日市間黒橋補修工事委託事務

(特記事項なし)

#### 2 環境建設部環境政策課

(1) 庄原市公衆衛生推進協議会活動費補助金交付事務

(特記事項なし)

(2) 庄原市環境対策補助金交付事務（東城町し尿及びごみ処理施設対策協議会）

収支決算書の内容の確認については、補助金チェックシートの確認欄にある

とおり領収書等により確認を行うとともに、どのように確認したか記録され、補助金額の妥当性について検証されたい。

(3) 紙類収集運搬業務委託事務

一部の業務について、書面による市の承認を受けることなく再委託していたので、受託者を指導されたい。

(4) 一般廃棄物収集運搬業務委託事務

ア 仕様書に基づき、収集運搬作業及び車両管理の責任者並びに収集運搬業務に従事する者の名簿及び配置計画を提出するよう受託者を指導されたい。

イ 仕様書に基づき、毎月本業務の処理について、実績報告書を提出するよう受託者を指導されたい。

ウ 契約書及び仕様書に基づいた月毎の委託料の支払いになっていなかった。委託料の支払いについて、契約書及び仕様書の内容変更等を検討されたい。

(5) 焼却（主灰）運搬業務委託事務

（特記事項なし）

(6) 備北クリーンセンター機器点検整備業務委託事務

一部の業務について、書面による市の承認を受けることなく再委託していたので、受託者を指導されたい。

(7) 廃食用油回収・生成業務委託事務

ア 契約書に契約金額に応じた収入印紙が貼付されていなかったため、受託者を指導されたい。

イ 回収した廃食用油の有効的な活用を検討されたい。

### 3 環境建設部都市整備課

(1) 庄原市空き家等対策計画について

本市では、今後、少子高齢化の進展に伴い人口減少がますます進行し、空き家が今後も増加することが見込まれる。空き家の増加は、地域の安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたり、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすこととなるため、より積極的な計画の推進を望むものである。

(2) 庄原市住宅リフォーム支援事業補助金交付事務

（特記事項なし）

- (3) 庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付事務  
(特記事項なし)
- (4) 庄原市上野総合公園指定管理事務  
第三者委託の承諾については、基本協定に基づき、書面により承諾されたい。
- (5) 都市公園等管理業務委託事務  
(特記事項なし)
- (6) 市営住宅使用料賦課事務  
(特記事項なし)

#### 4 環境建設部地籍用地課

- (1) 一筆地調査・測量業務委託（総領地区）事務  
(特記事項なし)

#### 5 環境建設部下水道課

- (1) 庄原市公共下水道庄原市浄化センター建設工事委託事務  
(特記事項なし)
- (2) 公共下水道、農業集落排水及び浄化槽使用料等徴収事務  
(特記事項なし)
- (3) 庄原市浄化センター等脱水汚泥処分業務委託事務

産業廃棄物処理については、廃棄物処理法により委託基準が設けられ、この内容に則り契約を行うこととされている。

当該契約もこの法令に基づき契約が行われているところであるが、一部記載すべきものが明記されていない箇所が見られることから、法令に則った契約について見直し等検討されたい。

#### 6 東城支所総務室

- (1) 自治振興区振興交付金事務（小奴可の里自治振興区）  
(財政援助団体等監査結果報告書に記載)

- (2) 庄原市小奴可自治振興センター指定管理事務  
(財政援助団体等監査結果報告書に記載)

## 7 東城支所市民生活室

- (1) 庄原市立東城保育所指定管理事務  
市の承諾を受けることなく管理業務の一部について、第三者に実施させている。基本協定に基づき市の承諾を受けた後、実施させるよう指定管理者を指導されたい。

## 8 東城支所産業建設室

- (1) お通り補助金交付事務  
収支決算書の内容の確認については、補助金チェックシートの確認欄にあるとおり領収書等により確認を行うとともに、どのように確認したか記録され、補助金額の妥当性について検証されたい。
- (2) 庄原市東城中央運動公園指定管理事務  
(財政援助団体等監査結果報告書に記載)
- (3) 庄原市東城交流拠点施設（遊 YOU さろん東城）指定管理事務  
(財政援助団体等監査結果報告書に記載)
- (4) 庄原市東城まちなか交流施設「えびす」市民交流事業業務委託事務  
「まちなかの賑わいを創出する講座」として陶芸教室が実施されているが、この参加者が少ないことから、多くの人に参加し、賑わいを創出できる講座となるよう検討されたい。
- (5) 有害鳥獣捕獲事業業務委託事務  
契約を執行するにあたり、施行伺・執行伺・契約締結伺いなど一連の流れに沿った事務を行う場合、この各段階において、仕様書（案）や契約書（案）の内容について、違いのないようにされたい。  
また、契約書に基づいた適切な事務執行に努められたい。

## 9 議会事務局

- (1) 政務活動費交付事務  
(特記事項なし)

## む す び

今回の定期監査では、環境建設部 5 課、東城支所 3 室及び議会事務局の平成 29 年度に執行された財務に関する事務について実施し、併せて関連する 2 団体の財政援助団体等監査を実施したところであるが、本編で記載したとおり、一部の事務について改善の必要な点が見受けられた。

主な点として、委託業務や指定管理業務等において、市への協議や承認・承諾が必要な案件については、契約書や基本協定書に基づき、口頭ではなく文書により行われたい。多くの業務で共通する事項であるが、後日に相手方と紛争が生じた場合、証拠となる文書が存在しないことは、市が大きな損失を被る恐れが高まるため、文書による協議等を徹底されたい。

また、収入印紙の貼付については、これまでの定期監査結果報告書において、指摘してきたところであるが、依然として貼付すべき収入印紙の金額について確認が必要と思われる契約書が見受けられた。契約書を作成する場合、漫然と前例を踏襲することなく、その契約書が印紙税法の課税文書に該当するのか、金額が適正かなど、印紙税法や税務署への照会等により確認をされたい。

災害対応等の予期せぬ多くの困難な業務に取り組まれているところであるが、基本となる法令やマニュアル等を遵守され、引き続き、適正な事務執行に努められたい。